

平成 29 年度

事業計画書



社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

平成 29 年度 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会事業計画

基本方針

現在の社会においては、既存の社会保障や福祉施策における対応のみでは解決困難な福祉課題や生活課題が広がっています。その背景には、急速な少子高齢化や核家族化の進展による人間関係の希薄化などが一因となっており、このことにより社会的孤立、生活困窮等の問題が顕在化するなど、これまで家庭や地域で対応されてきた問題の解決が困難になっており、家族の絆、近隣の住民同士の交流の大切さが再認識されています。

国においては、福祉サービスの供給体制の整備や充実を図るとともに、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底するため社会福祉法人制度改革が進められたとともに、障がい者への不当な差別の禁止や合理的配慮の提供などを求める障害者差別解消法が昨年施行されました。

また、介護保険制度の分野においては、平成 27 年度に、生活支援・介護予防や地域ケア会議の充実等を内容とする地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保と重点化・効率化を一体的に行う制度改革が行われました。

これらの動向を踏まえ、東かがわ市においても、新しい総合事業の実施をはじめとした地域包括ケアシステムの構築が進められ、本会としては、東かがわ市より委託を受け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の社会資源を中心に地域住民をはじめ、関係機関との連携・協働により、地域での繋がりをより強固に持ち、支え合いや見守り体制を包括的に構築して福祉コミュニティづくりを積極的に推進する事業を展開します。

また、「東かがわ市社会福祉協議会第 2 次経営改善計画（発展・強化計画）」並びに「第 2 期東かがわ市地域福祉活動計画（ふれ愛プラン 東かがわ）」に基づき、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア、関係団体及び行政等と連携協力し、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化して各種事業を着実に実施していきます。

また、社会福祉を取り巻く制度改革や法改正等に伴う新たな課題への対応については本会を取り巻く福祉環境の変化を注視しながら柔軟に対応していきます。

以上の状況を踏まえ、役職員一丸となり地域福祉推進の中核組織である社会福祉協議会としての責務を果たすため、平成 29 年度の事業計画を次のように策定します。

重点項目

1. 組織経営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. 在宅福祉サービス事業の充実強化
4. 子育て支援事業の充実強化
5. 相談支援事業の充実強化
6. 障がい福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上
7. 介護保険事業の経営効率の向上とサービスの質の向上

1 組織経営基盤の充実強化（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

（1）東かがわ市社会福祉協議会第2次経営改善計画（発展・強化計画）の進行管理

社会福祉法人として福祉を取り巻く環境変化や複雑多様化する福祉ニーズに的確柔軟に対応し、事務事業の一層の効率化と事業の重点化を図り、地域住民主体の活動への転換やニーズに即した事業展開、組織基盤の強化、職員育成等を図る。

（2）組織機能の強化

- ① 社会福祉法人制度改正に伴う理事・監事、評議員の改選
 - ア) 理事・監事（任期）選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
 - イ) 評議員（任期）H29.4.1～選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
- ② 理事会並びに評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催【新規】
- ⑤ 役員（理事・監事）、評議員と事務局の意見交換会等の実施
- ⑥ 機能強化に向けた視察研修の実施
- ⑦ 専門委員会の開催
 - ア) 第三者委員会
 - イ) 事業運営適正化委員会（第2次経営改善計画(発展・強化計画)進行管理)
 - ウ) 第2期地域福祉活動計画推進会議（第2期地域福祉活動計画進行管理)
- ⑧ 円滑な事業実施体制の構築
 - ア) 職員相互の情報の共有化と意思疎通を図るとともに、職員間の共通認識を高めるため、担当者諸会議を開催する
 - イ) 定例会の開催（毎月5日）
 - ウ) 経営企画会議の開催（毎月第2火曜日）

新規事業の企画や既存事業の存廃、事務事業の進行管理など組織経営に関わる重要な事務事業において検討・評価する。
 - 工) 実施事業及び組織機構の再編・見直し
- ⑨ 各種関係機関・団体との連携強化を図る。
 - ア) 民生委員児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - イ) 福祉関係各団体行事への協力
 - ウ) 近隣社協との情報交換による連携強化
 - 工) 行政関係各課との情報交換による連携強化

（3）財政基盤の強化

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努めるとともに新たな財源の開拓について積極的に取り組む。

また、介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、独立採算の経営理念のもと効率的、効果的かつ適切で安定した事業運営に努める。

- ① 事務処理の効率化とコストの削減
- ② 介護・障害福祉サービス事業の効率的、効果的な運営
- ③ 積立資金の効果的な運用

(4) 効率的な事業運営の推進

- ① 中・長期的な視野にたった組織・機構の見直し
法人経営の採算性の追求、費用対効果の検討、経営努力の推進等事業執行力の効率化と課題に応じた業務執行ができるよう組織・機構の再編を図る。
- ② 専門性の高い会計経理の指導委託
税理士による指導及び税務申告等を外部委託し、会計処理の透明化を図る。
- ③ 職員の適正配置及び将来計画の検討
- ④ 適材適所の人事配置及びジョブローテーションの実施
- ⑤ 正規職員枠の非正規化による人件費の抑制
- ⑥ 契約職員・非常勤（パート）職員の適正配置と雇用形態の効率化
- ⑦ 各部署における経営改善計画の実践と推進

(5) 組織の活性化

- ① 勤務評定制度・目標管理制度の充実
勤務評定制度・目標管理制度の本格的導入による職員の資質の向上と能力開発を図り、意識改革とニーズに即応した目標に積極的に進んでいくことができる人材を育成し、より住民の信頼を得ることが出来る組織をつくる。
- ② 職員の資質向上
自己啓発の取組みやすい職場環境や組織風土の形成を図り、職員一人ひとりの取組みを奨励することで職員の資格取得（社会福祉士や精神保健福祉士等）の促進を図るとともに専門的な知識・技術を習得して援助活動を展開していくことを目指す。
- ③ 職場内外を含めた役職員研修制度の充実
 - ア) 香川県社会福祉大会への参加
 - イ) 職場内合同研修会並びに職種別職員研修会の開催
 - ウ) 関係機関が開催する研修会への参加

(6) 施設の適正な運営管理

- ① 指定管理施設の適正な運営管理（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、社会福祉センター事業サービス区分）
指定管理者として、施設の設置目的や特性・業務内容・運営実態等を踏まえて、住民福祉の増進を推進するとともに、より効果的・効率的且つ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理・運営に努めるとともに今後の当該施設の管理・運営のあり方について市所管課をはじめ、関係各課と引き続き協議検討を行う。

施設名	所在地	指定期間
ア) 東かがわ市 引田社会福祉センター	東かがわ市 引田 991 番地 17	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで(5年間)
イ) 東かがわ市障がい児を育てる地域交流の場「ほほえみ」	東かがわ市 白鳥 757 番地 3	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで(5年間)

- ② 社会福祉センターの管理運営（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）
高齢者及び障がい者等総合的な地域福祉、ボランティア活動の振興や在宅福祉サービスの拠点として地域の福祉活動を推進するため、次の施設を管理運営するとともに老朽化に伴う計画

的な修繕計画について策定する。

ア) 白鳥社会福祉センター

イ) 大内社会福祉センター

(7) 東かがわ市共同募金委員会の運営支援

香川県共同募金会と連携し、自分たちのまちを良くする仕組みづくりを目的に、地域から寄せられる善意の募金を、より効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう東かがわ市共同募金委員会の事務局運営に努める。

(8) 東かがわ市老人クラブ連合会の活動支援

地域福祉活動推進者である老人クラブ連合会との連携を密にしながら、その活動が効率的かつ効果的に取り組めるよう運営支援に努める。

(9) 防災管理

平素から行動や役割業務について確認し、非常時の初動対応及び関係機関との連携等社協職員としての意識向上を目指す。

(10) 車両管理

交通事故防止、交通規則の遵守を徹底するため、本会が保有する車両ごとに車両管理者を定め、適切な車両管理を行う。

2. 地域福祉活動の推進強化（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

(1) 東かがわ市地域福祉活動計画の進行管理

地域力を活かし、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるまちづくりを目指すことを目標に策定した“東かがわ市地域福祉活動計画（ふれ愛プラン 東かがわ）”に基づき、地域福祉計画との連携のもと計画事業の推進に取り組み、その進行管理と評価を行うとともに必要に応じて見直しを図り、効果的な事業活動の推進につなげる。

(2) 福祉委員会活動の推進

自治会エリアを活動拠点に地域福祉活動を推進する担い手として、福祉情報の提供や資質向上を目的とした研修会等を開催し、人材の育成・活動への意識づけを図る。

また、地域に根差した委員会活動の推進を支援するとともに、地域に密着した住民活動としてのPRに努め、地域福祉のアンテナ役として活動しやすい環境づくりを支援する。

(3) サロン事業の推進

地域力を活かした福祉のまちづくり事業として、住民ボランティアを運営主体に互助の精神でつながる絆づくり活動“サロン事業”の推進支援に努めることで、地域の仲間づくりの輪を広げ、安心安全な暮らし、介護予防の推進、地域コミュニティの活性化を図る。

(4) 災害時要援護者支援体制づくりの推進

災害時要援護者に係る情報の更新、共有、安否確認等の円滑な実施に向け、市及び関係各機関（自治会長、自主防災組織、福祉委員会、民生児童委員会、消防団等）と協働し、要援護者に対する日頃からの備えとして、地域ぐるみの支え合いの体制整備に取り組む。

(5) 高齢者居場所づくり事業の受託（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分、高齢者居場所づくり事業サービス区分）

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤立を防ぎ、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、元気な高齢者を中心とした地域住民による居場所づくりを市より委託を受けて運営し、外出のきっかけやコミュニケーションの場を提供して地域支え合い活動を支援する。

場 所	開催日	開催時間
白鳥社会福祉センター	毎週 月・木・金	10：00～12：00 13：00～15：00
大内保健センター	毎週 水・木	
三本松コミュニティセンター	毎週 金	

(6) 福祉教育・ボランティア学習事業の推進

次世代を担う児童・生徒への福祉に対する理解と関心を深めていただく取り組みとして、市内の各学校生徒を対象に、福祉団体及び関係施設の協力のもと体験学習や交流活動等のボランティア体験教室を通して、福祉の心の育成と実践への意欲の向上を図る。

(7) ボランティア事業の推進

ニーズに応じた人材養成・育成をはじめ、ボランティア・市民活動団体等の活動支援等に努めることで、福祉のまちづくりを推進するとともに、ボランティアセンター機能の充実に取り組む。

(8) 災害ボランティア事業の推進

災害にも強いまちづくりを目的に、市・関係機関との連携のもと地域防災力の向上を図る取り組みをはじめ、災害ボランティアセンター設置・運営体制整備として、人材育成事業や関係機関・団体と連携した運営訓練を実施する。

また、災害への備え力の向上を目的に、災害支援活動ネットワーク体制の構築に努める。

(9) 総合事業への取り組み（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分、地域生活支援サービス事業サービス区分）

介護保険制度の見直しにより示された、互助の力を活かした新しい地域の支え合い“総合事業”への取り組みとして、市及び関係機関との連携のもと本市における新しい介護予防・生活支援サービス事業の推進に努める。

(10) 東かがわ市高齢者等見守りネットワーク事業（みまもりパトろう事業）の推進（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分、地域生活支援サービス事業サービス区分）

民間事業者と行政及び関係機関による見守りネットワークを形成し、見守り支援体制のシステムに基づき、それぞれの機能と役割を発揮して、地域見守り支援活動に取り組み、暮らしの安心システム化を図る。

(11) 地域ふれあい福祉活動支援事業の推進

こころの通い合う住みよい地域づくりと、地域で支えあう福祉の推進をめざして住民全般を対象とした福祉活動を推進し、各自治会に対し予算の範囲内において地域福祉活動助成金を交付し、自治会内で実施する地域福祉の増進につながる各種活動を支援する。

(12) ふれ愛出前講座の開催

市民団体等が主催する集会等に職員を講師として派遣し、地域福祉活動に関する説明又は職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより市民等の社会福祉協議会に関する理解を深めるとともに、市民との協働による地域福祉活動の推進を図る。

(13) 広報啓発活動の推進

社協事業に対する理解と認識を高め、市民の福祉活動への参加を促進するため次の事業を実施します。

① 広報誌「やすらぎネット」の発行（全戸配布 発行回数 年4回）

社協活動の趣旨に理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報を掲載し、福祉活動の啓発に努める。

② ホームページによる広報活動の充実

法人の最新の事業紹介や活動内容・福祉情報・財政状況等を住民に伝え情報公開の促進を図る。
（ホームページアドレス URL <http://www.higashikagawa-shakyo.jp>）

③ 社協通信の発行（発行回数 毎月）

施設や行政機関、福祉関係者等に社協活動や事業内容等について情報発信し、事業のPRとネットワークの構築を図る。

④ 第15回東かがわ市社会福祉大会の開催

社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献された方々の顕彰を行う。

⑤ SNS（Facebook）を活用した若年層への情報発信の促進

⑥ 事業パンフレット等の作成

市民向けの事業紹介パンフレット等を作成し、社協活動や事業への理解と利用促進を図る。

(14) 東かがわ花いっぱいまちづくり事業の推進

沿道にある農地等に景観作物(コスモス・ヒマワリ)の花を咲かせることにより、良好な環境や景観を整備し、市民はもとより本市を訪れる人に安らぎや癒し、ふれあいの場を与え「温かさど活力あるまちづくり」を推進するため、市内の自治会等が実施する事業に要する経費について補助金を交付し、活動を支援する。（上限額 100千円）

(15) 苦情解決体制の整備

福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者を配置するとともに、客観性を確保するために第三者委員を配置して事業を推進する。

(16) 実習生の受け入れ

福祉教育・啓発活動の一環として、社会福祉士や介護福祉士等社会福祉専門職を目指している学生等に専門職に求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

3. 在宅福祉サービス事業の充実強化

(1) 東かがわ市介護予防事業の受託

- ① 地域ふれあい教室事業【新規】（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分 通所型介護予防事業サービス区分）

介護予防事業の一環として、市より新規に委託を受け、“介護予防の拠点”を基本コンセプトに、地域の各拠点を活動拠点とし、健康教育、健康相談等の取り組みを通じて介護予防の普及啓発を図り、自主的な介護予防活動を住民が主体的に運営できる介護予防教室を目指し、その設置・運営できる体制づくりを支援する。

対象者	介護予防に関心のある者
実施場所	公民館、コミュニティセンター、自治会館等
利用料	無 料

- ② 東かがわ市通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）〈いきいき教室〉（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分 高齢者二次介護予防事業サービス区分）

介護保険制度改正に伴い総合事業において実施する介護予防事業の一環として、市より委託を受け、生活機能チェックの結果、機能の低下が見られ要介護状態になる恐れがある人に運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善を提供し、要介護状態にならないよう介護予防に取り組み生活の活性化を図ることを目的として事業を実施する。

対象者	チェックリスト該当者又は要支援認定者
実施場所	白鳥社会福祉センター
利用料	1人1回あたり 500円

- ③ 東かがわ市地域介護予防水中トレーニング事業（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分 水中トレーニング事業サービス区分）

介護予防事業の一環として、市より委託を受けて、介護保険非該当者及び要支援1・2に該当する方に対し引田温水プールを利用し、水中での歩行訓練等のトレーニングを行ない身体機能の維持・向上等を図ることを目的として事業を実施する。

対象者	市内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で介護保険非該当者又は介護認定が要支援1・2に該当する者
実施場所	引田温水プール
利用料	1人1回あたり 500円

- ④ 東かがわ市介護予防活動支援事業〈地域介護予防活動講師派遣事業〉（公益事業、介護予防生活支援事業拠点区分 地域介護予防事業サービス区分）

各地域で開催するふれあいサロン事業等を利用して実施する介護予防教室に講師として健康運動指導士や歯科衛生士等を派遣し、地域における介護予防活動を支援する。

(2) 給食サービス事業（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 法人事業サービス区分）

福祉委員及び関係者の協力のもと地域の見守り活動に取り組む。

（毎月3回 利用者負担1食200円）

(3) 地域福祉用具貸与事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 法人事業サービス区分）

介護保険制度を利用していない高齢者等で心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある方を対象に居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう福祉用具(車

いす・電動ベット)の貸与を行う。また、体験学習等学習活動において福祉意識を啓発することを推進する。

4. 子育て支援事業の充実強化

(1) 東かがわ市子育て支援事業の受託

- ① ファミリーサポートセンター事業（社会福祉事業区分、ファミリー・サポート・センター事業拠点区分）
子どもを持つ全ての家庭を対象として、仕事や家事、育児の両立と安心して働き子育てをすることができる環境を整備し、子どもの福祉の向上と地域の子育て力を高めることを目的とした子どもの預り等について、子育てを援助したい人（まかせて会員）を養成するとともに、援助をしたい人と援助を受けたい人（おねがい会員）がお互いに会員になって助け合えるように市より委託を受け、相談・調整等の支援を行う。

また、まかせて会員のスキルアップを図りながら、おねがい会員とまかせて会員、その他会員以外の交流会を開催し、住民参加型の子ども福祉サービス事業を推進していく。

【重点目標】ファミサポ事業の周知とまかせて会員のスキルアップ

- ② 子育てホームヘルプサービス事業（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 子育てホームヘルプサービス区分）
少子化・核家族化が進行する中で、地域社会での家庭の孤立化、近隣の疎遠化が広がっている今日、子育て支援事業として、行政と連携して子育てホームヘルプサービス事業を実施する。
また、ホームページ等により本事業内容について市民に広く周知するとともにニーズに添った事業内容の構築のため、市と協議のうえ利用条件の緩和等利用促進を図る。
- ③ 養育支援訪問事業（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 養育支援訪問サービス区分）
様々な原因で養育支援が特に必要であると認められた、一般の子育て支援事業を利用することが難しい家庭に対して、育児・家事の援助等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。
- ④ 新規事業の企画
子育て支援に関連する新たな事業の研究を行い、地域ニーズに合わせた新規事業につなぐ。
ア) おもいやりバンク（子供服リサイクル 等）
イ) 子どもの居場所づくり（※ 子ども食堂 等）

5. 相談支援事業の充実強化

(1) おもいやりネットワーク事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、生計困難者に対する相談支援サービス区分）

県内民生委員児童委員協議会、老人福祉施設協議会、社会福祉施設経営者協議会、社会福祉協議会が協働し、市内の参加法人が制度の狭間で困窮する方に対し自立に向けた支援を地域の社会資源を活用しながら推進する。

また、既存制度がなく必要性が高い個別・世帯支援について、参加法人のもつ専門職ネットワークを活用しながらこれまでの型にとらわれないよう事業化を行い、新しいセーフティネット事業として生計困難者が自立した生活が送れるよう幅広い関係機関と連携して支援を実施する。

(2) 日常生活自立支援事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 福祉サービス利用援助事業サービス区分）

香川県社会福祉協議会より受託し、判断能力が十分でない高齢者や障がいがある方を対象に日常生活上の不安に対しての生活相談をはじめ、金銭管理を行いながら、福祉サービスの利用手続きの支援や利用料等の支払いの代行、専門員及び生活支援員による見守り活動を行い、権利侵害を受けやすい方が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援する。

また、住民参加を促進するため新規支援員の増員に伴い支援内容の強化を図るとともに県内の専門職連携に努め、あんしんネット（成年後見制度・日常生活自立支援事業意見交換会）への参加等職員のスキルアップを図る。

(3) 生活福祉資金等貸付事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 生活福祉資金貸付事業サービス区分）
香川県社会福祉協議会より受託し、民生委員児童委員との連携のもと、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に資金の貸付と相談・支援を行い、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図るとともに自立相談支援事業所及び福祉課生活保護窓口と連携をとり、生活が困窮することが想定される方に適正な貸し付け及び償還指導を行う。

(4) 専門職相談事業（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 法人事業サービス区分）

① 無料弁護士相談の実施

多重債務や境界、遺産相続等様々な法律上の相談や悩みごとを解決していく支援として弁護士による無料法律相談を市内3ヶ所で開催する。（年12回開催）

② 司法書士相談の実施

ニーズの多い相続・遺言・後見に特化した司法書士による相談会の開催を行い、生活上の不安を解消につなげていく。（年1回開催）

(5) 自立相談支援事業における相談支援員の設置（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 生活困窮者支援事業サービス区分）

各関係課との連携体制を構築しながら相談者に寄り添った丁寧な支援を実施する。住民の自立した生活の安定に向けての支援をそのケースに応じて継続して行う。

事業開始から2年が経過し、社協職員のスキルも安定してきたことから県内の状況を見ながら事業をより利用しやすい自立相談支援事業所窓口の在り方などについて福祉課と協議し、完全受託を視野に入れた調整を行っていく。

(6) 法人成年後見事業の実施（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 成年後見事業サービス区分）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所の審判を受け、法人として後見人、保佐人若しくは補助人となることで、その方の権利が侵害されることがないように配慮し、財産管理、身上監護を行い、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。

① 成年後見人等の受任

② 成年後見制度に関する相談・申し立て支援及び啓発

③ 後見ネットかがわへの参画への調整

④ 市民後見人（後見支援員）制度の導入に向けた調査研究

⑤ 成年後見制度に関する啓発

(7) フードバンク事業の調査・研究

「NPO 法人フードバンクかがわ」との連携をとりながら、フードバンクを実施し、一時的に食糧が必要となった方及び世帯に食糧を提供し、不要な食べ物の廃棄物を減らすとともに食糧を必要とする方及び世帯に対し、自立までの支援を行う。また、定期的に ※ フードドライブ を実施しながら市民同士の支え合い意識の助長や市内社会福祉法人との連携を強化する。

6. 障がい者福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

(1) 居宅介護事業（訪問介護）の実施（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 障害福祉訪問介護事業サービス区分）

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの支給決定を受けた身体障がい者・知的障がい者、身体障がい児・知的障がい児及び精神障がい者に対して、ホームヘルパーを派遣し、排泄・食事・入浴等の身体介護や掃除、洗濯、調理等の家事援助等を提供する。

(2) 就労継続支援B型事業所

〔（社会福祉事業区分、障害福祉サービス事業拠点区分 就労継続支援B型さつき園サービス区分）
（社会福祉事業区分、障害福祉サービス事業拠点区分 就労継続支援B型ワークハウスたけのこサービス区分）〕

障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。

また、作業の受注先の開拓や販路の拡大等により作業収益・工賃アップに向けた取り組みを推進するとともに、利用者や関係各機関を対象にニーズ調査を実施し、今後必要となる障害福祉サービスについて行政と協議・検討し、社協として必要な取り組みを進める。

【事業所】

- ① さつき園（主たる事業所） 三本松 1295 番地 34（定員 18 名）
クローバー（従たる事業所） 白鳥 757 番地 3 （定員 12 名）
- ② ワークハウスたけのこ 引田 991 番地 17（定員 20 名）

(3) 特定相談支援事業（障がい者に対するケアプランの作成）

障害者総合支援法に基づき、身体・知的・精神の障がい者から依頼を受け、生活上の課題等の解決や適切なサービスの利用に向けた、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスがスムーズに受けられよう支援する。

7. 介護保険事業の見直しによる経営効率の向上とサービスの質の向上

居宅介護支援事業（公益事業区分、居宅介護支援事業拠点区分）

法令遵守を基本とし、介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成する。高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、市及び地域包括支援センターとの連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指すとともに利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう連絡調整を図る。また、特定事業所として公正中立性を確保し、専門性の高い人材を育成するため研修計画を策定するとともに技術指導を目的とした会議を定期的を開催する。